

2節 既存床の撤去及び下地補修6.2.1
一 般 事 項
6.2.2
工 法

この節は、既存床を改修する場合に適用する。

- (1) 既存床仕上材の除去等は、次による。
- (ア) ビニル床シート等の除去は、次による。
- (a) ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル等の除去は、カッター等で切断し、スクレーパー等により他の仕上材に損傷を与えないよう行う。また、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。
- (b) 接着剤等は、ディスクサンダー等により、新規仕上げの施工に支障のないよう除去する。
- (c) 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去は、**特記**による。撤去する場合は、ダイヤモンドカッター等により、健全な部分と縁を切った後、撤去する。また、カッターの刃の出は、モルタル厚さ以下とする。
- (イ) 合成樹脂塗床材の除去等は次により、工法は**特記**による。
- (a) 機械的除去工法は、次による。
ケレン棒、電動ケレン棒、電動はつり器具、ブラスト機械等により除去する。また、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。除去範囲は、下地がモルタル塗りの場合にはモルタル下地共、コンクリート下地の場合にはコンクリート表面から3mm程度とする。
- (b) 目荒し工法は、既存仕上材の表面をディスクサンダー等により目荒しを行い、接着性を高める。
- (ウ) フローリング張り床材の撤去は、次による。
- (a) モルタル下地によるフローリングは、電動はつり器具、のみ等により、フローリングとモルタル部分をはつり取り、切片等を除去する。
- (b) (a)以外のフローリングは、丸のこ等で適切な寸法に切断し、ケレン棒等ではがし取る。撤去しない部分は、必要に応じて、釘の打直しを行う。
- (エ) 床タイルの撤去は、次による。
- (a) 張替え部をダイヤモンドカッター等で縁を切って、タイル片を電動ケレン棒、電動はつり器具等により撤去する。
- (b) 床タイルの撤去は、周囲を損傷しないように行う。
- (オ) 床組の撤去は、次による。
- (a) 床組を全面撤去する場合は、床組を取り外した後、床及び壁面のアンカーボルト等は、仕上げ工事に支障のないよう切断する。

6章 内装改修工事(2節 既存床の撤去及び下地補修)

(b) 部分的に撤去する場合は、丸のこ等で適切な寸法に切断した後、(a)による。撤去しない床組部分は、必要に応じて、補強材により補強を行う。

(2) 既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理は、次による。
 なお、仕上材の張付けに支障となる著しいひび割れ及び欠損部の補修は、監督職員と協議する。

(ア) コンクリート又はモルタルの凹凸、段差部分等は、サンダー掛け、4.2.4 [材料] (4) (イ)のポリマーセメントモルタルの充填等により補修し、コンクリート金ごて仕上げ程度に仕上げる。

なお、新規の仕上げが合成樹脂塗床の場合は、主材料の製造所の指定する材料により補修する。

(イ) 欠損部又は下地モルタルの撤去部の下地モルタル塗りは、6.15.6の(2)及び(3)による。